

○富士市精神障害者医療費助成金支給条例

昭和49年 3月30日  
条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、精神障害者に係る医療費の一部を助成することにより、精神障害者及びその保護者の経済的負担の軽減及び精神的援助を図り、もつて精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第5条に定める者で法第22条の3、法第29条第1項、法第29条の2第1項又は法第33条第1項の規定により入院している者及び法第40条の規定による仮退院中の者をいう。
- (2) 保護者 法第20条第1項に定める者をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する精神障害者の保護者（当該精神障害者が医療費を自ら負担する場合にあつては当該者）で、市内に住所を有するものとする。

- (1) 入院期間が3月を超え、かつ、引き続き6月以上の入院が必要であると認められる者
  - (2) 前号に該当し、助成の対象となつた精神障害者で退院後6月以内に再び入院したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている世帯（保護の停止を受けている世帯を除く。）に属する者及び他の条例等に基づき医療費の助成を受けることができる者は、助成の対象としない。

(受給資格の認定)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

- 2 前項による認定を受けた者が医療費の助成要件に該当しなくなつた後、再びその要件に該当するに至つた場合も同様とする。

(認定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、これを審査し、適正と認めるときは、富士市精神障害者医療費助成金受給資格者（以下「受給資格者」という。）に認定し、その旨を当該申請者に対し通知しなければならない。

(助成金)

第6条 市が助成する医療費は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 次に掲げる社会保険各法の規定に基づき、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるところに従い算定した額から家族療養費を控除した額又は療養の給付を受ける場合の一部負担金として社会保険各法の規定に基づき医療に関する給付を取り扱う病院、診療所及び薬局に支払つた額
  - ア 健康保険法
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(2) 健康保険組合等による保険給付額及び付加給付額並びに法令等に基づき国又は地方公共団体から補てんされた医療費の合計額

2 前項の助成の対象とする期間は、第4条による受給資格の認定申請のあつた日の属する月から助成要件に該当しなくなつた日の属する月までとする。

(助成金の申請)

第7条 受給資格者が、助成金の支給を受けようとするときは、精神障害者が療養を受けた月の翌月末日までに規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、その療養を受けた日から1年以内の場合であつて市長がこれにより難いと認めたときは、この限りでない。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条による申請があつたときは、その内容を審査し、適正と認めたものについて受給資格者に助成金を支給する。

(認定の取消し等)

第9条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 偽り又は不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) この条例の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合において、現に助成金が支給されているときは、当該助成金の一部又は全部を返還させなければならない。

(損害賠償請求権)

第10条 市長は、第三者の行為によつて生じた療養について助成金を支給したときは、その支給した金額の限度で精神障害者又は保護者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成20年9月30日条例第68号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。